

カードローン・当座貸越根保証の 利用限度額、無担保枠が大幅に拡大！

～平成18年4月1日から改正～

カードローンの主な改正点

- 保証限度額が、無担保5百万円、有担保1千万円(総額1千万円)から
原則無担保で2千万円までに大幅拡大！
- 保証人 法人事業者は、法人代表者(実質経営者を含む)！
個人事業者は、原則不要！

当座貸越根保証の主な改正点


- 保証限度額が、2億円(有担保)から
総額2億8千万円(内、原則5千万円まで無担保)へ！
無担保枠を創設し、最高限度額も大幅に拡大！
- 保証人 法人事業者は、法人代表者(実質経営者を含む)！
個人事業者は、原則不要！

【資格要件】

・カードローン・当座貸越ともに、業歴・財務内容等について一定の要件を満たすことが必要となります。

【保証料】

・カードローン・当座貸越ともに、財務内容により9段階に弾力化されます。

 茨城県信用保証協会

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号(県産業会館内)

【お問い合わせ先】 業務企画部 業務統括課 TEL 029-224-7815